

生産者等による農漁業体験コンテンツ造成プログラム運営業務 仕様書

1. 事業目的

本市では、都市地域と農漁業地域が近接している立地条件を活かし、地産地消や食を活かした観光の振興、食ビジネスを育てる取り組みを進めている。

本事業では、生産者等が農漁業体験コンテンツ（以下、「コンテンツ」という）を造成し、自ら農水産物や生産現場の魅力を伝える場を増やすことで、神戸の里山・里海エリアに消費者等呼び込み、神戸の農漁業に関心・理解のある関係人口や販路の拡大・生産者の収入増等につなげることを目指す。

2. 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3. 委託契約金額の上限

上限 5,000,000 円（税込）

4. 事業概要

コンテンツ造成に取り組む生産者等の発掘・募集および、生産者等が抱える課題や状況に合わせた個別フォロープログラム（以下、「プログラム」という）を実施する。

なお、プログラム終了後も生産者等が持続可能な形で取り組むことができるように工夫すること。

（1）対象生産者等

- ① 1 から企画してコンテンツを造成したい人
- ② 既にコンテンツがあり、実施に伴う課題を解決したい人
- ③ 地域や事業者と連携してコンテンツを造成したい人

（例）・生産者が地域おこし隊・飲食店・旅行社・宿泊事業者等（以下、「連携先事業者」という）とつながりたい
・地域の中で仲間を増やしたい

（2）スケジュール（予定）

5 月	契約締結
6～7 月	プログラム参加者募集・選定
7 月～10 月	プログラム（個別フォロー等）の実施
10 月～12 月	コンテンツの実施・検証
12 月～3 月	検証・報告会・ネットワークづくり

5. 業務内容

（1）プログラムに参加する生産者等（以下、「参加者」という）の発掘・募集業務

①参加者の新規発掘・募集

・受託者のネットワーク等を活用し、令和6年度に実施した「生産者等による農漁業体験コンテン

ツ造成にむけた資源調査・発掘業務（以下、「R6 事業」という）」参加者に加え、新たな生産者等を発掘すること。また電話等様々な方法を活用して直接声掛けを行うこと。

- ・参加者を広く募集するとともに、生産者等が参加しやすい募集方法とすること。
- ・生産者等のニーズを把握するとともにプログラムへの参加意欲を促すこと。

※R6 事業にて実施したセミナーの参加者リスト等については共有する（本人同意のあったものに限る。）

②参加者の選定

- ・参加者は、コンテンツ造成を主体的に取り組む生産者等を選定すること。また選定は、市と協議の上決定する。また、プログラムを通じて、神戸の農漁業に関心・理解のある関係人口や販路の拡大・生産者の収入増につながるものとする。

(2) プログラムの実施

プログラムの中で、次の①～③の3つを実施すること。

① 個別フォロー

参加者が抱えるそれぞれの課題（企画作成・運営人員体制・収支・リスクマネジメント・集客・連携先等）を聞き取り、それらに合わせて適した人材を配置し、フォロー・アドバイス等を実施すること。

- ・本業務終了後も、生産者等自身が主体的かつ持続可能な形でコンテンツ造成ができるよう、支援すること。
- ・必要に応じて、適切な連携先等とつなぐこと。また、参加者がコンテンツの内容等を対外的に説明できるよう、企画書等（旅行取扱説明書等）を作成すること。
- ・参加者：10 件以上

<対象生産者等（再掲）とフォロー内容>

- i) 1 からコンテンツを造成したい人
⇒コンテンツの造成・実施にあたり、生産者等が主体的に取り組めるよう支援すること。
- ii) 既にコンテンツがあり、課題を解決したい人
⇒課題解決により持続可能なコンテンツとなるよう支援すること。
- iii) 地域や事業者と連携してコンテンツを造成したい人
⇒連携することにより持続可能なコンテンツとなるよう支援すること。

- ・回数等：各フォロー対象に対して5回以上実施

② コンテンツの実施・販売・検証

- ・参加者が持続可能なコンテンツとして本業務終了後も実施できるよう支援すること。
- ・参加者のニーズに合わせ、連携先事業者と一緒にコンテンツの販売が出来るよう支援すること。
- ・コンテンツの実施後、集客・人員・収支等に関する検証を行うこと。

③ 参加者や連携事業者等の相互交流

プログラム中に少なくとも2回は参加者や連携事業者等を集め、情報共有や交流の場を設けること。

(3) 広報（プログラム実施後の波及）

次年度以降、コンテンツ実施・販売のノウハウを新たな生産者等にも横展開できるよう、オウンドメディア等も活用しながら、波及効果のある広報を行うこと。

- ・コンテンツの「実施・検証レポート」を公開すること。なお、参加者や市の HP で活用できるよう、記事の文章や宣材写真を納品すること。
- ・新たにコンテンツ造成したい人の参考となる内容にすること。
- ・新規外部サイトは作成しないこと。

(4) その他

- ・市や受託者がいなくても実施できる持続可能な形で継続・自走に向けた取組になるよう支援すること。また、運営等に関わる人が増える形にすること。
- ・市内含め多様な連携先とのネットワークを活用すること。

6. 成果物

(1) 事業完了報告書

Microsoft Word, Excel, Powerpoint で開くことができるデータファイル形式

(2) その他、個々の取り組みを実施するにあたり作成した広報物及び撮影した写真、動画等のデータファイル

7. 実施体制

- (1) 委託業務の履行にかかる総括責任者を配置すること。なお、総括責任者は、業務に従事する者の指揮監督を行うとともに、業務履行の管理及び本市との連絡等にあたるものとする。
- (2) 進行管理を担う進行管理者を配置すること。
- (3) (1) 及び (2) は、契約締結日から 2026 年 3 月 31 日まで、原則として同じ担当者が本業務に携わること。
- (4) 本市は委託契約が終了するまでの間、委託業務に係る発生した問題の対応策等について、必要に応じて受託者との協議の場を設けることができる。このとき、受託者は速やかに本市からの要請に応じること。
- (5) 受託者は、委託契約が終了するまでの間、委託業務の進捗状況や業務内容に問題が発生した場合、直ちに本市へ報告を行い対応策等について協議の場を設けること。
- (6) 受託者は、事前に本市の承認を得て、事業の一部を再委託できる。
- (7) 複数の事業体による共同体として事業を実施する場合は、代表事業者を決定し、本市との契約や事業実施にあたっての協議等は代表事業者が実施するものとする。

8. その他留意点

- (1) 事業の進行にあたっては、神戸市と協議のうえ進めること。
- (2) 受託者は、不測の事態により、定められた期日までに作業を終了することが困難になった場合は、

遅滞なくその旨を神戸市に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受託者は、作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。

- (3) 受託者は、本契約業務の実施にあたり、関係法令、条例、及び規則等を十分に遵守すること。また、個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。本業務の実施過程で知り得た情報については、第三者に漏洩してはならない。このことは、契約の解除後及び期間満了後においても同様とする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については、神戸市と受託者とが協議して定めるものとする。
- (5) 提出された企画提案書、プレゼンテーション等に基づき、本市と契約候補者にて詳細仕様及び契約内容の協議を経て、業務委託契約を締結する。また、企画提案書に記載のある事項を変更する場合、または、企画提案書に記載のない事項については、本市と協議のうえ、実施するものとする。